

社会福祉法人旭市社会福祉協議会役員等報酬・費用 弁償に関する規程

平成17年7月11日規程第7号

平成29年1月30日規程第4号

平成29年12月4日規程第11号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人旭市社会福祉協議会定款第10条の規定による評議員及び第25条の規定による理事及び監事（以下「役員等」という。）の報酬及び心配ごと相談員等の費用弁償に関し、必要な事項を定める。

(対象)

第2条 勤務実態に応じた費用弁償の支払いを受ける者は、会長とする。
2 費用弁償の支払いを受ける者は、役員等、評議員及び心配ごと相談員並びに評議員選任・解任委員等とする。

(報酬等の額)

第3条 会長の報酬は、これを支弁しない。ただし、予算の範囲内で、会長の勤務実態に即して費用弁償を月額で支給するものとする。

(費用弁償の額)

第4条 役員等が次の各号に掲げる業務等に従事した場合は、費用弁償として2,000円を支給する。

- (1) 役員 of 理事会出席
- (2) 監事の業務監査
- (3) 評議員の評議員会出席
- (4) 役員等の法人業務のための行動
- (5) 理事会が認める委員会等への出席
- (6) 心配ごと相談員が相談業務に従事したとき
- (7) 評議員選任・解任委員の委員会出席

(費用弁償及び旅費)

第5条 役員等の費用弁償及び旅費の方法等については、当法人の旅費規程の例による。

(公表)

第6条 この規程は、社会福祉法第45条の35に定める報酬等の支給の基準とし、同法の基準に基づき公表するものとする。

(委任)

第7条 この規程の施行に関し、必要な事項については、会長が別に定め

ものとする。

附 則

この規程は、平成 17 年 7 月 11 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。